

論点② 経営基盤の強化・負担軽減

対応案

（キャンセル時などの送迎減算の緩和）

- 例えば、利用者の居宅まで迎えに行った際に発生するような「突発的な送迎のキャンセル」について、例外的な取扱いとして、送迎減算の対象から外すことを検討してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（共同送迎の推進）

- 地域における送迎の効率性を高める観点から、他法人や他事業所と連携して行う共同送迎の取扱いをより明確にするとともに、利用者の生活を支える機能の向上や地域共生の観点から、これまでの共同送迎と同様に雇用契約や業務委託契約などによる責任の明確化が図られることを前提とする中で、通所系サービスにおいて送迎を実施したと認められる同乗の範囲を、現状認められている他介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に加え、児童の通園・通学、地域の買い物支援などとの同乗も拡充することを検討してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（延長加算の見直し）

- 算定率の低い、延長加算ニ（12時間以上13時間未満の場合）・ホ（13時間以上14時間未満の場合）については、利用者のわかりやすさという観点や事業者の事務負担軽減の観点から廃止してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（中重度者ケア体制加算の見直し）

- 地域密着型通所介護の中重度者ケア体制加算について、小規模事業所の経営や人材確保の観点から、算定要件の見直しについて検討してはどうか。

論点② 経営基盤の強化・負担軽減

論点②

(キャンセル時などの送迎減算の緩和)

- 通所系サービスにおいては、累次の改定により、送迎にかかる費用を基本報酬に包括化し、利用者の居宅と事業所の間の送迎を行わなかった場合については、送迎減算の対象としているところ。
- 送迎のキャンセル料については、利用者等への説明や同意書による確認等により、利用者から受領することも可能だが、送迎減算については、利用者の居宅へ迎えに行ったが、利用者等の都合により家族等が事業所まで送迎を行った場合など、利用者等の都合による送迎のキャンセルについても減算対象となっており、事業所として予期できるものではなく、送迎のための人件費や燃料費等が通常時と同様にかかっていることから、経営に負担が生じている。

(共同送迎の推進)

- 事業所の送迎においては、中山間地域に限らず送迎に従事する職員の確保が困難であり、特に都市部においては、近隣事業所との送迎職員の取り合いが発生する可能性があることや、燃料費や車両の保有にかかる経費も大きいなど、非効率な送迎コストが生じている実態が存在する。
- こうしたことも踏まえ、介護事業所等が保有する送迎車両の有効活用について、送迎業務を地域共生社会づくりのための団体に集約し、複数の通所介護に通う利用者を共同送迎するなどの好事例も見られるが、公共交通機関や他サービス事業所が存在しない地域において、共同送迎や送迎委託が難しい場合も存在する。
- 一方、移動手段の確保に課題を抱える「交通空白」が全国で発生している中、持続可能な地域公共交通を構築していくためには、医療・福祉施設等の利用者向け送迎サービスを含む「地域の輸送資源のフル活用」の重要性が一層高まっており、こうした取組を促進するための新たな枠組みを盛り込んだ「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が本年6月に成立し、同年10月16日に施行される予定である。
- また、送迎時の課題では、利用者の乗降介助の負担が大きいとの回答が一定程度あげられた一方で、通所介護における送迎時の居宅内の介護・支援状況について、「ほぼ全ての利用者で行っている」「一部の利用者で行っている」と回答した事業所が約7割であり、事業所として1回あたりの居宅内の支援時間は30分未満が約9割であるなど、サービス提供時間に含めることができる範囲内で実施している状況である。
- 上記を踏まえ、送迎にかかる事業所の経営的負担や人材及び地域の社会資源の有効活用の観点から、どのような対応が考えられるか。

5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

社保審－介護給付費分科会

資料 1

第258回（R8.6.15）

※令和6年度介護報酬改定事項

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

算定要件等

（送迎の範囲について）

- 利用者の送迎について、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

（他介護事業所利用者との同乗について）

- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

（障害福祉サービス利用者との同乗について）

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。
※ なお、この場合の送迎範囲は、利用者の利便性を損うことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

介護施設等における共同送迎及び車両有効活用の取り扱いについて

社保審－介護給付費分科会

第258回（R8.6.15）

資料1
（一部修正）

運転手等の人材確保等が課題となる中で、地域における交通資源の有効活用を図る観点から、

- ① デイサービスなどの介護事業所等が保有する送迎車両について、空き時間など利用者へのサービス提供に支障がない場合に、他の用途への活用を可能とするほか、
- ② 介護事業所等の送迎業務について、地域の交通関係事業者など第三者への委託（複数の事業所での共同委託も含む）を可能とする取扱いとしている。

【送迎車両の共有】

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

第三 介護サービス 六「通所介護」

2「設備に関する基準」（居宅基準第九十五条）

（4）設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。

（中略）

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

【送迎業務の共同委託】 「令和6年度報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）」より抜粋

問 67： A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。また、複数の事業所で第三者に共同で送迎を委託する場合、各事業所の利用者を同乗させることは可能か。

答： ・指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。

なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。

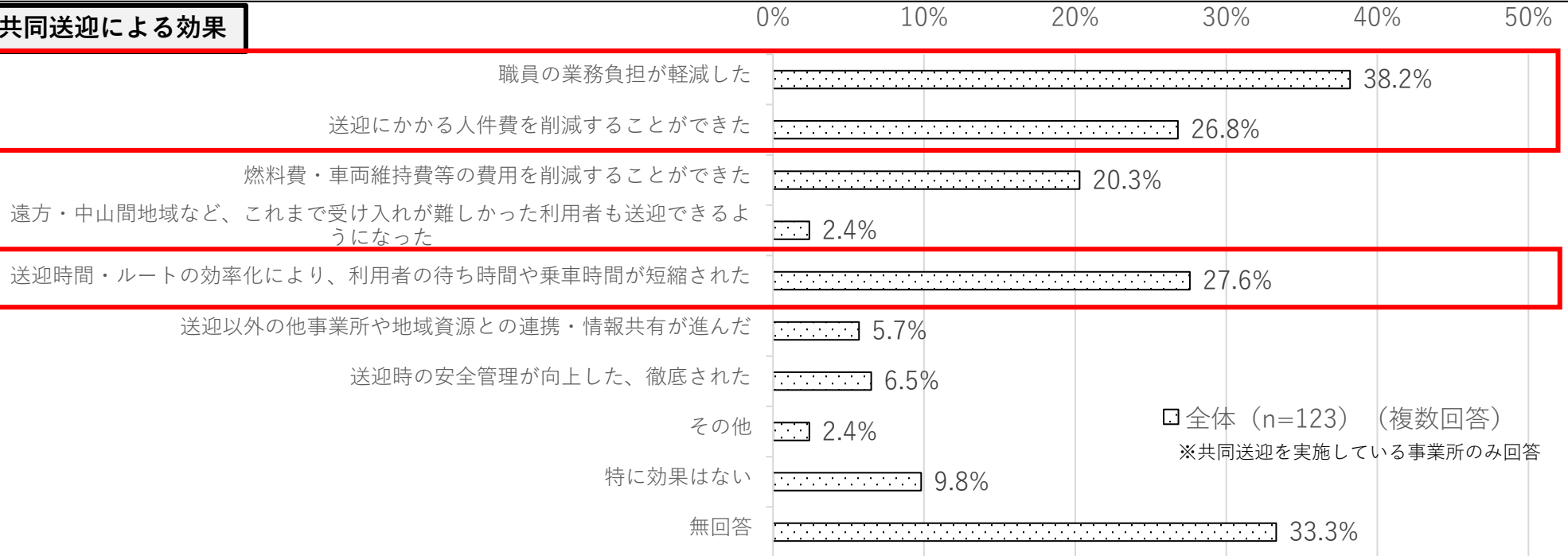
・別の事業所へ委託する場合や複数の事業所で共同委託を行う場合も、事業者間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。また、障害福祉事業所の利用者の同乗も可能であるが、送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

（以下略）

共同送迎の効果や実施する意向

- 共同送迎の効果として、職員の業務負担軽減や、人件費の削減、利用者の乗車時間の短縮といった効果があったと回答した事業所が多かった。
- また、共同送迎を実施していない約13%の事業所が、条件がそろえば共同送迎を行いたい、共同送迎を行う予定であると回答した。

共同送迎による効果



共同送迎の実施意向

